

(資料二)

平成二十七年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例	1
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県流域下水道条例の一部を改正する条例	1
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	2

平成27年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第114号議案

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例

1 提案理由

経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対して補助を行うための国の交付金による事業並びに東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行うための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第115号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

新規就農者経営安定資金制度及び青年農業者初期経営安定資金制度を廃止することに伴い、これらの返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 返還債務を免除できる貸付金のうち、新規就農者経営安定資金及び青年農業者初期経営安定資金を削ること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第116号議案

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 提案理由

下水道法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
引用する条項の整理
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第117号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
福島復興再生特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
引用する条項の整理
- 3 施行期日
公布の日から施行する。